

後期第 6 問

A 銀行はここ 20 年 B 社に融資を続けてきたが、B 社がカルテルを形成していたことが発覚し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 95 条に基づいて、4 億円の罰金刑を科されたことにより、経営状況が大幅に悪化したため、融資を打ち切るかどうかの判断に迫られていた。

A 銀行の取締役副頭取であり、B 社との取引を担当していた甲は、B 社代表取締役の乙とは C 大学在学時、同じゼミに所属した友人であったことから、融資を打ち切ることには慎重な態度を示していた。

平成 30 年 10 月 6 日、甲、乙両者は、C 大学在学時に所属したゼミの OBOG 総会にて顔を合わせたところ、甲は乙から「融資切るのはもう半年だけ待って欲しい。新商品の開発が終わって、追加融資を受け、生産ラインを確保できさえすれば、きっと今までの融資分も返せるから」と頼み込まれた。

甲は、客観的に見て、融資分を確実に返済できるだけの売り上げを上げる商品ではないことはなんとなく認識していたものの、もしかしたら融資分を回収できるかもしれないと考えたことや、連日の謝罪会見等でやせ細った乙への同情心に加え、このまま融資分を回収できなかった場合、自分の責任問題になりかねないと考えたことから B 社に 5000 万円を無担保で融資することを決め、株主総会を経ずに、同月、10 日に貸し付けた。

その後、B 社は新商品の生産ラインを整え、販売を開始したものの、売り上げは伸びず、倒産し、A 銀行も融資金を回収することはできなかった。

甲及び乙の罪責を述べよ。

なお、乙が甲に追加融資を依頼した際、融資金を返済できる自信があったものとする。